平成21～23年度の
基準年額33,000円（月額2,750円）

65歳以上の方の介護保険料

保険料は、6月に決定される住民税の課税状況や所得などによって決定されます。

第3期（平成18年度～平成20年度）			第4期（平成21年度～平成23年度）			
所得段階	対象者	年額保険料（保険料率）	所得段階	対象者		年額保険料（保険料率）
第1段階	住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	14,400円（基準額）×0.50	第1段階	住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者		16,500円（基準額）×0.50
第2段階	住民税世帯非課税で、課税年金収入額と所得の合計が80万円以下の者	14,400円（基準額）×0.50	第2段階	住民税世帯非課税で、課税年金収入額と所得の合計が80万円以下の者		16,500円（基準額）×0.50
第3段階	住民税世帯非課税で、第2段階以外の者	21,600円（基準額）×0.75	第3段階	住民税世帯非課税で、第2段階以外の者		24,700円（基準額）×0.75
第4段階	住民税本人非課税（世帯内に住民税課税者がいる）の者	28,800円（基準額）×1.00	第4-1段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の者	課税年金収入額と所得の合計が80万円以下の者	29,700円（基準額）×0.90
			第4-2段階		課税年金収入額と所得の合計が80万円を超えるの者	33,000円（基準額）×1.00
第5段階	住民税本人課税で、合計所得額が200万円未満の者	36,000円（基準額）×1.25	第5段階	住民税本人課税で、合計所得額が200万円未満の者		41,200円（基準額）×1.25
第6段階	住民税本人課税で、合計所得額が200万円以上の者	43,200円（基準額）×1.50	第6段階	住民税本人課税で、合計所得額が200万円以上の者		49,500円（基準額）×1.50

保険料所得段階を7段階に区分

第4期の介護保険料については、「税制改正に伴う激変緩和措置」が平成20年度をもって終了し、激変緩和措置の対象者の方々の保険料が大幅に上昇することが見込まれることから、第4期では、世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、年金収入と所得金額の合計が80万円以下の方に対して、**基準額の0.90**とする軽減措置を実施し、第4―1段階、第4―2段階の2段階に分け、所得段階を7段階としました。

介護報酬改定に伴う保険料上昇分が軽減されます

介護従事者の処遇改善のため介護報酬が改定（3%上昇）されました。この改定を反映し介護保険料も上昇しますが、国の特別対策により平成21年度については上昇分の全額が、平成22年度については上昇分の半額が交付金（国費）により軽減されます。町においては、保険料が3年間均等となるように交付金で保険料を軽減しています。

第4期介護保険事業計画を策定しました

町では平成21年度から平成23年度までの介護保険事業の運営方針を定めた、「第4期　老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。4期計画では、**「いつまでも元気で暮らせるまち　生涯過ごせるまち　やおつ」**を基本目標に、**①介護予防の充実、②生きがい・社会参加の推進、③介護保険事業の充実、④高齢者福祉の充実、⑤安心のまちづくりの推進、⑥相談・情報提供体制**を基本方針とし策定を行いました。

「老人福祉計画・介護保険事業計画」の詳細については、八百津町のホームページに掲載しましたので、ご覧ください。